

●減免の対象となる障がいの区分と級

手帳の種類	障がいの区分	減免の対象となる障がいの級別(障がいの程度)	
身体障害者手帳	視覚	1級から3級までの各級または4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08~0.1)	
	聴覚	2級または3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)	
	上肢(じょうし) ※主に手や腕	1級または2級	
	下肢(かじ) ※主に足	1級から6級までの各級	
	体幹	1級から3級までの各級または5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級または2級
		移動	1級から6級までの各級
	心臓機能	1級または3級	
	じん臓機能	1級または3級	
	呼吸器機能	1級または3級	
	ぼうこう又は直腸の機能	1級または3級	
	小腸の機能	1級または3級	
	肝臓機能	1級から3級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級から3級までの各級		
手帳の種類	障がいの程度		
療育手帳	療育手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳の障がいの程度の記載欄に障がいの程度が「〇A(マルエー)」、または「A」判定の表示がある場合		
精神障害者保健福祉手帳	「1級」判定の表示があり、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている場合		
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる		